

2022年2月10日

各位

東京都文京区本郷二丁目40番2号
株式会社シード
代表取締役社長 浦壁 昌広

吸収合併に関する事前開示書面（追加）

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ユニバーサルビューを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）につき、2022年1月26日付けで会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2022年2月10日付けで本合併の効力発生日の変更に係る合併契約変更契約書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

【変更前】

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。

【変更後】

1. 吸収合併契約及び合併契約変更契約書の内容（会社法第794条第1項）
 - (1) 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
 - (2) 合併契約変更契約書の内容
吸収合併消滅会社である株式会社ユニバーサルビューとの合意に基づき、本合併の効力発生日を2022年3月1日から同年3月31日へ変更いたしました。2022年2月10日付けで締結した「合併契約変更契約書」の内容は別紙1-2のとおりです。

別紙 1 - 2

合併契約変更契約書の内容



合併契約変更契約書

株式会社シード（以下「甲」という。）と株式会社ユニバーサルビュー（以下「乙」という。）とは、2021年12月13日付け締結「合併契約書」（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（効力発生日の変更）

原契約第6条（効力発生日）を、次のとおり変更する。

変更前	変更後
本合併の効力発生日は、2022年3月1日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、その効力発生日を変更することができる。	本合併の効力発生日は、2022年3月31日とする。ただし、本合併の手續の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、その効力発生日を変更することができる。

第2条（原契約の維持）

本契約に定めのない事項については、原契約の内容が維持されるものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年2月10日

(甲) 東京都文京区本郷二丁目40番2号
株式会社シード
代表取締役 浦壁 昌広



(乙) 東京都文京区本郷二丁目40番7号
株式会社ユニバーサルビュー
代表取締役 池田 永加

